


所管部課		子育て支援部 子育て支援課		部長	吉沢 寿子		
件名		東大和市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項		
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知）の一部改正及び児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）の一部を改正する規則の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2. 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）で、現に婚姻をしていない者において、地方税法第292条第1項第11号又は第12号に規定する寡婦（寡夫）とみなし、負担額を決定する。 ・ 第6条に「必要な様式及びその他の事項は、市長が別に定める」を追加し、規則の様式を別途定めることとする。 <p>3. 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>4. 影響及び効果</p> <p>税法上、寡婦（夫）控除を受けている者と、婚姻によらないで母（父）となった者の扱いに差がなくなることで、負担額が発生する場合において、利用者の負担が軽減される。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。